

週休2日の経費補正における積算要領

1. 適用範囲

本要領は、「神戸市週休2日の推進に係る実施要領（土木・造園工事）」に記載の対象工事に適用する。（単価適用日：令和7年10月1日以降）

2. 経費の補正

経費の補正については、週休2日（現場閉所）の達成状況に応じ、一般公共（港湾工事4工種※除く）、一般公共（港湾工事4工種）の別により以下のとおり計上する。

なお、当初設計においては、一般公共（港湾工事4工種除く）は「週休2日（週単位）」の補正係数で計上し発注するものとし、一般公共（港湾工事4工種）は「週休2日（月単位）」の補正係数で計上し発注するものとする。

※港湾工事4工種：港湾浚渫工事、港湾構造物工事、防舷材、電気防食工事、海岸工事（港湾工事）をいう。

3. 経費の補正の対象

（1）補正の対象

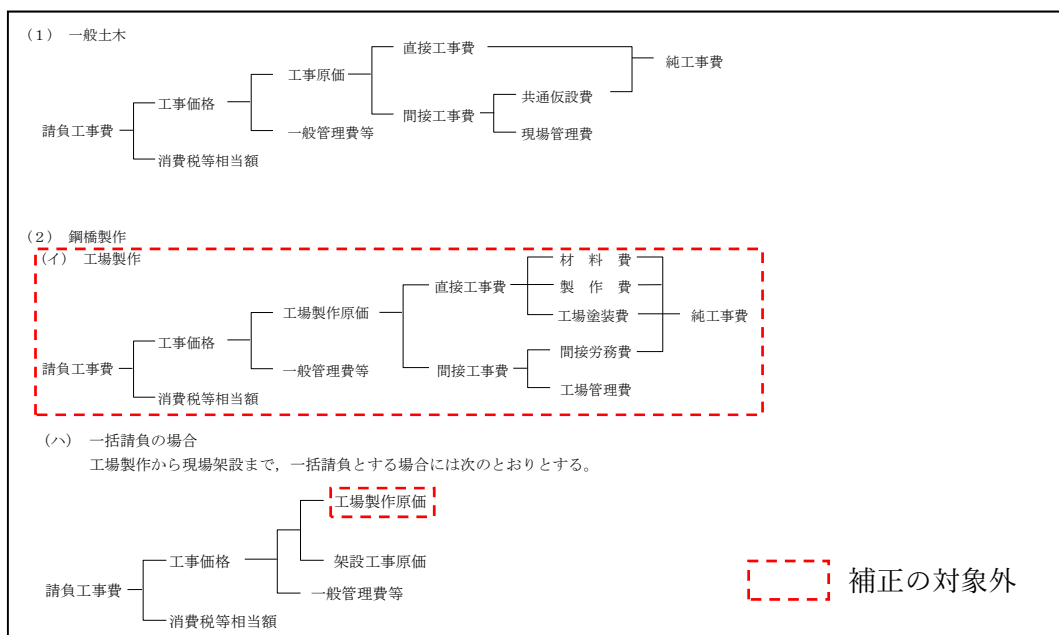
労務費、共通仮設費率、現場管理費率を対象とし、施工パッケージは、積算地区単価における労務費、市場単価を補正の対象とする。

なお、市場単価は別表1・2・3のとおり補正の対象とする。加算額は、単価の構成（機・労・材）が工種により異なるが、単価の構成に労務費等が含まれる場合は、加算額に対しても週休2日の補正を行う。ただし、加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない。

また、土木工事標準単価は別表4のとおり補正の対象とする。

（2）補正の対象外

- ・測量設計委託業務に関する労務費
- ・労務費、機械経費の区分ができない見積単価
- ・工場製作等に係る範囲（下図参照）



4. 経費の補正係数等

補正係数の「週休2日（週単位）」とは、対象期間において、全ての週で週に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。また、「週休2日（月単位）」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（１） 一般公共（港湾工事4工種を除く）

	現場閉所の達成状況	
	週単位	月単位
労務費	1.02	1.02
機械経費（賃料）	—	—
市場単価	別表1・2	別表1・2
土木工事標準単価	別表4	別表4
港湾工事市場単価	—	別表3
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

※週休2日（週単位）を満たす場合、週休2日（月単位）を満たす前提となるが、この場合における補正係数は、週単位の補正係数が採用される。

（２） 一般公共（港湾工事4工種）

	現場閉所の達成状況	
	週単位	月単位
労務費	—	1.02
機械経費（賃料）	—	—
市場単価	—	別表1・2
土木工事標準単価	—	別表4
港湾工事市場単価	—	別表3
共通仮設費率	—	1.02
現場管理費率	—	1.03

※港湾工事4工種の補正係数については、週休2日（月単位）のみである。

なお、別表1・2・4についても、月単位のみが対象となる。

市場単価（土木）補正係数一覧（別表 1）

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工	植樹	1.02	1.02
	剪定	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

市場単価（下水道）補正係数一覧 （別表 2）

名称	補正係数	
	週単位	月単位
硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.01
砂基礎工（人力施工）	1.02	1.02
砂基礎工（機械施工）	1.02	1.02
砕石基礎工(人力施工)	1.02	1.02
砕石基礎工(機械施工)	1.02	1.02
組立マンホール設置工	1.01	1.01
小型マンホール工	1.00	1.00
取付管およびます設置工 (ます設置工)	1.00	1.00
取付管およびます設置工 (取付管布設及び支管取付工)	1.01	1.01

港湾工事市場単価補正係数一覧 （別表 3）

名称	補正係数	
	週単位	月単位
底面工	—	1.01
マット工(アスファルトマット 設置・ゴム系マット設置)	—	1.00
支保工	—	1.02
足場工	—	1.01
鉄筋工	—	1.02
吊鉄筋工	—	1.02
型枠工	—	1.02
コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	—	1.02
コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	—	1.02
止水板工	—	1.02
上蓋工	—	1.02
伸縮目地工	—	1.01
係船柱取付	—	1.02
防舷材取付	—	1.02
車止・縁金物取付	—	1.02

係船柱撤去	—	1.02
防舷材撤去	—	1.02
車止撤去	—	1.02
電気防食取付	—	1.02
防砂目地板取付工(陸上施工)	—	1.02
防砂目地板取付工(水中施工)	—	1.02
吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	—	1.02
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	—	1.01
ペトロラタム被覆	—	1.02
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	—	1.02
現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	—	1.02
かき落とし工	—	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	—	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	—	1.01
灯浮標設置・撤去	—	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検 作業船あり・水中目視点検)	—	1.00
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	—	1.02
異形ブロック製作 型枠工	—	1.02
異形ブロック製作 コンクリート 打設工	—	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	—	1.01

土木工事標準単価 補正係数一覧 (別表 4)

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 F R P シート 設 置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリ ートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00

侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハ ウエル管) 設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H 型ボラード設置		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

5. 経費の補正方法等

(1) 労務費の補正

・補正労務費＝労務費×補正係数

(2) 共通仮設費率、現場管理費率の補正

① 共通仮設費率算定式

$$K_r'' = K_r' \times \text{補正係数}$$

ただし、 K_r'' ：週休2日補正後の共通仮設費率（％）

K_r' ：共通仮設費対象額 P' に対する共通仮設費率（％）

P' ：前記（1）により労務費に補正を行った後の共通仮設費対象額（円）

② 現場管理費率算定式

$$J_o'' = J_o' \times \text{補正係数}$$

ただし、 J_o'' ：週休2日補正後の現場管理費率（％）

J_o' ：現場管理費対象額 N_p' に対する現場管理費率（％）

N_p' ：前記（1）により労務費に補正を行った後の現場管理費対象額（円）

6. 端数処理

(1) 労務費

1日あたりの労務単価に週休2日補正の係数を乗じた後、1円単位（1円未満切捨て）とする。なお、1日あたりの労務単価に通常勤務時間帯を外して作業する場合や時間的制約を受ける場合等の割増し補正がある場合は、割増し補正を行い端数処理後に週休2日補正を行うものとする。

《計算例》2交代で所定労働時間（割増換算した全労働時間 $16 + 1\alpha$ ）、週休2日（週単位）

の場合の普通作業員の1日あたりの単価

$$(\text{ア}) \quad 1 \text{時間あたりの昼間単価} (R/8) = 23,500/8 = 2,937.5$$

$$\approx 2,937 \text{円}$$

$$\begin{aligned} \text{(イ) 割増換算後の労務単価} &= 2,937 \times (16 + 1 \times 0.828) \times (8/16) = 24,711.918 \\ &\approx 24,711 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(ウ) 週休 2 日補正単価} &= 24,711 \times 1.02 = 25,205.22 \text{ 円} \\ &\approx 25,205 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 共通仮設費率

共通仮設費率算出時、施工地域補正時、週休 2 日補正時のそれぞれで小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止め (%) とする。

(3) 現場管理費率

現場管理費率算出時、施工地域補正時、週休 2 日補正時のそれぞれで小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止め (%) とする。

7. 週休 2 日補正適用時期

原則として、一般公共（港湾工事 4 工種除く）は当初積算より「週休 2 日（週単位）」の補正係数で計上し、週休 2 日（現場閉所）の達成状況「週単位・月単位・未達成」に応じて最終変更時に精算を行う。

一般公共（港湾工事 4 工種）は当初積算より、「週休 2 日（月単位）」の補正係数で計上し、週休 2 日（現場閉所）の達成状況「月単位・未達成」に応じて最終変更時に清算を行う。

最終変更時（設計変更）に用いる補正係数は、当初設計時における単価適用年月日時点の「週休 2 日の経費補正における積算要領」の補正係数を用いること。

ただし、新工種については、本体工事の当初発注時の週休 2 日（4 週 8 休以上・月単位）の達成を必須とし、週休 2 日の達成状況「週単位・月単位・未達成」に応じて、当該単価適用日の積算要領の補正係数を用いることとする。